

## 船舶事故調査報告書

令和2年9月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和元年11月12日 16時15分
発生場所	熊本県上天草市上天草港樋島港区 樋ノ島灯台から真方位071° 160m付近 (概位 北緯32° 23.2′ 東経130° 24.7′)
事故の概要	漁船第二昭丸は、係留中、火災が発生した。
事故調査の経過	令和元年12月12日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二昭丸、3.2トン
船舶番号、船舶所有者等	KM3-50397（漁船登録番号）、個人所有 第293-24981号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	電気配線及び機関室左舷船尾側の壁等に焼損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、漁場から帰港して上天草港樋島港区の定係地に係留した。</p> <p>本船は、船長が操舵室右舷側の壁に取り付けられた劣化した電源タップの交換を行うこととし、配電盤の配線用遮断器を切って作業をしていたものの、電源タップ内の両極の電気配線を接触させた際、火花を発生し、白煙を生じて電気配線の被覆材が発火して延焼した。</p> <p>船長は、数分後に白煙が収まりつつあったものの、機関室左舷船尾付近から黒煙及び火炎を認め、付近で釣りをしていた人と共に持運び式粉末消火器で消火活動を行って鎮火した後に119番通報を行った。</p> <p>船長は、本船の機関室左舷船尾に設置されていたバッテリーから24Vの直流電圧が配電盤の配線用遮断器を経て電源タップに供給されていたが、配電盤の配線用遮断器の1次側に結線されていたので、常時、通電状態であったことを知らなかった。</p>
分析	<p>本船は、係留中、船長が、電源タップの交換作業を行っていた際、通電状態になっていることに気付かずに電源タップ内の両極の電気配線を接触させたことから、同配線が短絡して被覆材が発火し、機関室に延焼したものと考えられる。</p> <p>船長は、電源タップが配電盤の配電用遮断器の一次側に結線されており、常時通電状態になっていることを知らなかったものと考えられ</p>

	る。
<b>原因</b>	本事故は、本船が係留中、船長が、電源タップの交換作業を行っていた際、通電状態になっていることに気付かずに電源タップ内の両極の電気配線を接触させたため、同配線が短絡して被覆材が発火し、機関室に延焼したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 電気配線工事を行うときは、専門業者に依頼して実施することが望ましい。</li></ul>